

# 令和8年度新潟県立三条テクノスクール精神障害者職業訓練コーディネート事業 プロポーザル募集要領

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

新潟県立三条テクノスクール精神障害者職業訓練コーディネート事業

### (2) 目的

就職を希望する精神障害者等の職業訓練の受講ニーズや個々の状況を把握し、当該障害者に最も効果的な職業訓練の受講を促すために、実践能力習得訓練コース（事業所を訓練実施場所として活用する公共職業訓練制度の一種）の受託企業の開拓や訓練計画作成から実施まで一貫して支援することにより、精神障害者の就職を促進することを目的とする。

### (3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

### (4) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### (5) その他

本事業は「国との協議が整うこと」及び「令和8年度国及び新潟県の予算成立」を前提とした停止条件付き事業であるため、これらの条件を満たされなければ、いかなる効果も発生しないものとする。また、委託先として決定された者の提案書の内容は尊重するが、新潟県立三条テクノスクール及び提案者双方ともに、契約内容は提案書に拘束されるものではない。

## 2 見積限度額

3,588,000円（消費税及び地方消費税を含む見込み）を上限とする。

## 3 スケジュール

令和8年2月18日（水）	募集公示
3月2日（月）	説明会
3月6日（金）	参加申込期限
3月11日（水）	参加資格確認結果の通知
3月23日（月）	企画提案書等の提出期限
3月27日（金）	審査委員会・ヒアリングの実施
3月31日（火）	審査結果の通知・公表（予定）

## 4 資格要件

次の掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 新潟県内に本社、支社等の事業所を有する法人であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の

- 申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。
- (4) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - (5) 原則として法人格を有し、概ね1年以上安定した運営実績があり、本事業の実施に支障がないと認められること。
  - (6) 本事業を適正かつ円滑に実施するために、必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有すること。
  - (7) 本事業の財政処理が、他の事業と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等委託訓練事業の収支の状況を明らかにする書類を整備すること。その管理が確実に行われること。
  - (8) 本事業を法令及び県の定めるところにより適切に実施し、県から必要な指示、指導を受けた場合は、速やかに従うこと。
  - (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者でないこと。
  - (10) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること
  - (11) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

## 5 説明会

### (1) 開催日時、形式

本事業の企画プロポーザルを実施するにあたり、下記のとおり説明会を開催する。

日時：令和8年3月2日(月)午前10時30分から

形式：オンライン会議システム

### (2) 参加申込

参加を希望する場合は令和8年2月25日(水)17時までに団体名、参加者名、連絡先電話、メールアドレスを問合せ先のアドレスに電子メールでご連絡願います。受付後、オンラインのID等をお送りします。

## 6 参加申込及び提案資格の確認結果の通知

### (1) 参加申込

#### ア 提出書類

以下の資料を1部提出すること。

#### (ア) 参加資格審査申請書(別紙様式1)

※記入にあたっては別添「参加資格審査申請書記載要領」を参照のこと。

#### (イ) 新潟県に納税義務を有する者にあつては県税納税証明書(参加申込書提出日から遡って過去3か月以内に発行されたものであつて、納期が到来した県税について未納がないことを証明したものに限る。)

- イ 提出期限  
令和8年3月6日（金）17時【必着】
- ウ 提出先  
問合せ先に同じ
- エ 提出方法  
持参、郵送（書留郵便に限る）または電子メール

## (2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、令和8年3月11日（水）までに提案資格の確認結果の通知を書面で行う。

## 7 提案書の作成要領

### (1) 提出書類

- ア 企画提案書（別紙様式4）  
A4版縦、横書き、左綴じとし、文字サイズは10ポイント以上とすること。
- イ 見積書1部  
見積の総額及び内訳について作成すること。（様式任意）
- ウ 法人・団体の概要が分かるもの（設立趣旨、事業内容のパンフレット等）

### (2) 企画提案書等の提出部数及び提出方法

- ア 提出期限等  
令和8年3月23日（月）17時【必着】
- イ 提出部数  
5部（正本1部、副本4部）
- ウ 提出先  
問合せ先に同じ
- エ 提出方法  
持参、郵送（書留郵便に限る）又は電子メール
- オ その他
  - (ア) 企画提案書等の提出は1者につき一つの提案に限る。
  - (イ) 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

## 8 ヒアリングの実施

審査委員会において提案者へヒアリングを実施する。ただし、審査委員会が本プロポーザル協議に参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類による第1次審査を行い、あらかじめヒアリングを求める者を選定した上で行うことがある。なお、日程等の詳細については別途通知する。

## 9 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書で通知する。

## 10 契約の締結

- (1) 審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した提案者と、業務委託の契約手続きを行う。

- (2) 上記提案者と当校で協議を行ったうえで、契約締結とする。
- (3) 協議が整わない場合には、提案次点者と同様の契約手続きを行う場合がある。

## 11 問合せ先

〒955-0024 三条市柳沢 353 番地 2

新潟県立三条テクノスクール 訓練課

訓練課 羽瀧

メール：ngt055040@pref.niigata.lg.jp

TEL：0256-38-3464

FAX：0256-38-8220

## 12 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、その旨を書面で提出すること。
- (6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 期限後に提案書を提出した者